

表3 死亡野鳥等調査の検査優先種

(11目14科)

検査優先種1 (19種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コクチョウ コブハクチョウ* コハクチョウ* オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ チドリ目カモメ科 ユリカモメ	カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル タカ目タカ科* オジロワシ オオタカ ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科* ハヤブサ 重度神経症状が観察された水鳥類**	* 対応レベル1での検査優先種1の猛禽類及び渡りをせずに県内に滞在するハクチョウ類の検査は、カモ類等の冬鳥が日本に飛来する時期以外は検査優先種2と同様の扱いとする。  ** 首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていただけなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることができないもの
検査優先種2 (8種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	タカ目タカ科 オオワシ クマタカ フクロウ目フクロウ科 フクロウ	
検査優先種3		
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等 (検査優先種1、2以外全種) カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等 (検査優先種1以外全種) コウノトリ目コウノトリ科 コウノトリ カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 アオサギ ペリカン目トキ科 クロツラヘラサギ ツル目ツル科 タンチョウ等 (検査優先種1以外全種)	ツル目クイナ科 オオバン チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種1以外全種) タカ目ミサゴ科 ミサゴ タカ目タカ科 トビ等 (検査優先種1、2以外全種) フクロウ目フクロウ科 コミミズク等 (検査優先種2以外全種) ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ等 (検査優先種1以外全種)	スズメ目カラス科 ハシボソガラス ハシブトガラス
その他の種		
上記以外の鳥種すべて		

(R6.11 更新)